

伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則（平成18年
伊豆の国市規則第47号）第2条第2項ただし書の市長が定める者及び
市長が定める基準

制定 平成18年12月1日伊豆の国市告示第138号

改正 平成21年3月27日伊豆の国市告示第36号

- 1 伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則第2条第2項ただし書の市長が定める者は、障害者等（同項に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の属する世帯の他の世帯員（同項第1号に規定する身体障害者及び同項第3号に規定する知的障害者のうち18歳以上のものである場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。
- 2 伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則第2条第2項ただし書の市長が定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 日常生活用具の給付である場合 障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、日常生活用具の給付のあった月の属する年度（日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円であること。
 - (2) 日常生活用具の貸与である場合 障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、日常生活用具の貸与のあった月の属する年度（日常生活用具の貸与のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割が課されていること。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第36号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第1項の規定は、平成20年7月1日以後に行われた日常生活用具の給付及び貸与に係る申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2項の規定は、この告示の施行の日以後に行われた申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。